



熊本県公報

第13074号
令和3年(2021年)
10月29日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○鳥獣保護区の期間更新	(自然保護課)	1
○鳥獣保護区の期間更新	(〃)	2
○鳥獣保護区の期間更新	(〃)	2
○鳥獣保護区の期間更新	(〃)	3
○鳥獣保護区の期間更新	(〃)	3
○鳥獣保護区の期間更新	(〃)	3
○鳥獣保護区の期間更新	(〃)	4
○休猟区の指定	(〃)	4
○休猟区の指定	(〃)	4
○休猟区の指定	(〃)	5
○休猟区の指定	(〃)	5
○休猟区の指定	(〃)	5
○休猟区の指定	(〃)	5
○特定猟具使用禁止区域の指定	(〃)	6
○特定猟具使用禁止区域の指定	(〃)	6
○特定猟具使用禁止区域の指定	(〃)	6
○特定猟具使用禁止区域の指定	(〃)	6
○道路の区域変更	(道路保全課)	6
○道路の区域変更	(〃)	7
○道路の区域変更	(〃)	7
○道路の区域変更	(〃)	7
○道路の区域変更	(〃)	8
○道路の区域変更	(〃)	8
○道路の区域変更	(〃)	8
○道路の区域変更	(〃)	8
○道路の区域変更	(〃)	8
○道路の供用開始	(〃)	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の辞退	(障がい者支援課)	9
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	9
○保安林の指定に関する予定	(〃)	10
○保安林の指定に関する予定	(〃)	10
○保安林の指定に関する予定	(〃)	10
○保安林の指定に関する予定	(〃)	11
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課)	11
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工振興金融課)	11
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(〃)	12
○土地改良区の定款変更の認可	(農村計画課)	13
○精密平面研削盤一式3組調達に係る落札者の決定	(管理調達課)	13
○メカニカルシャーリング7組調達に係る落札者の決定	(〃)	13
○コンピューター計測制御型万能材料試験機一式6組調達に係る落札者の決定	(〃)	13

告 示

熊本県告示第901号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年(2021年)10月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 小岱山鳥獣保護区
- 2 区域 荒尾市及び玉名市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図))

- において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 480ヘクタール
 - 4 存続期間 令和3年(2021年)11月1日から令和13年(2031年)10月31日まで
 - 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、荒尾市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第902号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
 令和3年(2021年)10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 川辺小学校鳥獣保護区
- 2 区域 山鹿市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 41ヘクタール
- 4 存続期間 令和3年(2021年)11月1日から令和13年(2031年)10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、山鹿市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第903号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
 令和3年(2021年)10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 下笠松原ダム鳥獣保護区
- 2 区域 小国町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 243ヘクタール
- 4 存続期間 令和3年(2021年)11月1日から令和13年(2031年)10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、小国町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第904号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年（2021年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 野鳥の森鳥獣保護区
- 2 区域 御船町及び益城町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 829ヘクタール
- 4 存続期間 令和3年（2021年）11月1日から令和13年（2031年）10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、御船町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第905号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年（2021年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 目丸鳥獣保護区
- 2 区域 山都町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,940ヘクタール
- 4 存続期間 令和3年（2021年）11月1日から令和13年（2031年）10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、山都町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第906号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年（2021年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 葉木鳥獣保護区
- 2 区域 八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,818ヘクタール
- 4 存続期間 令和3年（2021年）11月1日から令和13年（2031年）10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、八代市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第907号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
 令和3年（2021年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 大島鳥獣保護区
- 2 区域 天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 47ヘクタール
- 4 存続期間 令和3年（2021年）11月1日から令和13年（2031年）10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、天草市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第908号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。
 令和3年（2021年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 津森休猟区
- 2 区域 益城町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,440ヘクタール
- 4 存続期間 令和3年（2021年）11月1日から令和6年（2024年）10月31日まで

熊本県告示第909号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。
 令和3年（2021年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 旭志休猟区
- 2 区域 菊池市旭志（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,480ヘクタール
- 4 存続期間 令和3年（2021年）11月1日から令和6年（2024年）10月31日まで

熊本県告示第910号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことのできる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。
令和3年（2021年）10月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 青野休猟区
- 2 区域 玉名市及び玉東町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,600ヘクタール
- 4 存続期間 令和3年（2021年）11月1日から令和6年（2024年）10月31日まで

熊本県告示第911号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことのできる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。
令和3年（2021年）10月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 平山休猟区
- 2 区域 山鹿市平山（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,086ヘクタール
- 4 存続期間 令和3年（2021年）11月1日から令和6年（2024年）10月31日まで

熊本県告示第912号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことのできる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。
令和3年（2021年）10月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 次郎丸岳休猟区
- 2 区域 上天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,762ヘクタール
- 4 存続期間 令和3年（2021年）11月1日から令和6年（2024年）10月31日まで

熊本県告示第913号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことのできる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。
令和3年（2021年）10月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 田原休猟区
- 2 区域 熊本市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,070ヘクタール
- 4 存続期間 令和3年（2021年）11月1日から令和6年（2024年）10月31日まで

熊本県告示第914号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。
令和3年（2021年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 白間山特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 南関町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 135ヘクタール
- 4 存続期間 令和3年（2021年）11月1日から令和13年（2031年）10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第915号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。
令和3年（2021年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 舟島特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 熊本市北区植木町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 198ヘクタール
- 4 存続期間 令和3年（2021年）11月1日から令和13年（2031年）10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第916号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。
令和3年（2021年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 通潤公園特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 山都町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 262ヘクタール
- 4 存続期間 令和3年（2021年）11月1日から令和13年（2031年）10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第917号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。
令和3年（2021年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 牛深特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 175ヘクタール
- 4 存続期間 令和3年（2021年）11月1日から令和13年（2031年）10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第918号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年(2021年)10月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 令和3年(2021年)10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大津植木線	菊池郡菊陽町大字原水字村上 4189番3地先から 同所 4124番7地先まで	前	16.0 ～ 22.4	635.0	工業団地整備事業
			後	16.0 ～ 20.6		

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)10月29日

熊本県告示第919号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年(2021年)10月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 令和3年(2021年)10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北坂本線	葦北郡芦北町大字横居木字岩花 964番11地先から 同所 977番4地先まで	前	5.3 ～ 6.6	44.6	災害復旧工事
			後	6.2 ～ 8.3		

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)10月29日

熊本県告示第920号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年(2021年)10月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 令和3年(2021年)10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	宮崎芦北線	葦北郡芦北町大字田川字路木谷 1646番3地先から 同所 1650番1地先まで	前	9.2 ～ 23.4	178.0	災害復旧工事
			後	10.7 ～ 39.1		

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)10月29日

熊本県告示第921号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年(2021年)10月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 令和3年(2021年)10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	天月湯浦線	葦北郡芦北町大字市野瀬字湯下 683番8地先から 同所 683番6地先まで	前	9.5 ～ 11.0	24.8	災害復旧工事
			後	14.1 ～ 42.3		

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)10月29日

熊本県告示第922号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年(2021年)10月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池鹿北線	山鹿市鹿北町多久 392番1地先から 同所 392番1地先まで	前	19.6 ～ 22.0	17.0	災害復旧工事
			後	21.1 ～ 23.0		

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)10月29日

熊本県告示第923号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年(2021年)10月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡芦北町大字女島字宮丸 273番6地先から 葦北郡芦北町大字女島字大丸 382番3地先まで	前	18.6 ～ 23.5	200.5	防交安 (改築)
				4.5 ～ 7.5		
			後	18.6 ～ 23.5	200.5	

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)10月29日

熊本県告示第924号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年(2021年)10月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	388号	球磨郡水上村大字湯山字舟石 2431番2地先から 同所 2431番2地先まで	前	4.8 ～ 14.5	479.9	活力創 出基盤 交付金
			後	11.2 ～ 32.3		

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)10月29日

熊本県告示第925号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)10月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	新八代停車場線	八代市千丁町新牟田 1549番3地先から 同所 1851番1地先まで	263.0	防交安 (改築)

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)10月29日

熊本県告示第926号

次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第65条の規定により指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和3年(2021年)10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(育成医療・更生医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	辞退年月日
熊本調剤薬局津久礼店 菊池郡菊陽町大字津久礼869番地2	調剤	令和2年(2020年) 6月1日

熊本県告示第927号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和3年(2021年)10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市津留字津留山1872番、1873番、1876番から1878番まで、1879番2、字宮ノ下2248番(次の図に示す部分に限る。)、2249番3、2281番、2287番、2350番、2354番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字津留山1873番・1876番・1878番・1879番2(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、1872番、1877番、字宮ノ下2249番3・2281番・2354番(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、2248番、2287番、2350番

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第928号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和3年(2021年)10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町芋生字山ノ口1926番18、1946番2、2005番2、2006番、2007番1、2011番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山ノ口1926番18・2007番1・2011番1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第929号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和3年(2021年)10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町椎持字落神1243番、1245番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字落神1245番1(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第930号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和3年(2021年)10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字多良木字松ヶ野2717番
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第931号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和3年（2021年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字高森字大林4051番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第752号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年（2021年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人岱明	玉名市岱明町浜田	玉名市岱明町扇崎字五反田940番3 〔一時利用地〕 〔玉名市岱明町扇崎字野添85番3〕
池本 重徳	玉名郡長洲町腹赤	玉名郡長洲町大字清源寺字東牟田2865番ほか9筆
中嶋 砂和子	玉名郡長洲町腹赤	玉名郡長洲町大字腹赤字大道下1269番
島川 俊昭	玉名郡長洲町宮野	玉名郡長洲町大字永塩字塘東2137番

2 認可年月日

令和3年（2021年）10月19日

熊本県公告第753号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和3年（2021年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめマート松橋
熊本県宇城市松橋町松橋字園田878番地1ほか
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	同 左

有限会社ジェイ・プラス 代表取締役 宮村 晃一 福岡県小郡市寺福童496番地の11	同 左
有限会社熊本月香園 代表取締役 西村 英二 熊本県熊本市南区南高江二丁目4番45号	同 左
有限会社藤本鮮魚 代表取締役 藤本 栄一 熊本県宇城市松橋町曲野2108番地の26	同 左
わらべ株式会社 代表取締役 安部 康博 熊本県宇城市松橋町曲野2108番地の26	退 店
入 店	株式会社大創産業 代表取締役 矢野 靖二 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

- 3 変更年月日
令和3年(2021年)3月1日
- 4 届出年月日
令和3年(2021年)10月1日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局総務振興課
令和3年(2021年)10月29日から令和4年(2022年)3月1日まで

熊本県公告第754号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和3年(2021年)10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン八代
八代市建馬町参号6番ほか
- 2 変更しようとする事項の概要
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数
- | | | | |
|-------|---------|-----------|---------|
| (変更前) | 駐車場No.1 | 屋外本館前 | 702台 |
| | 駐車場No.2 | 屋外本館西 | 137台 |
| | 駐車場No.3 | 屋外本館裏 | 132台 |
| | 駐車場No.4 | 屋外本館東 | 231台 |
| | 駐車場No.5 | 本館3階屋内駐車場 | 466台 |
| | 駐車場No.6 | 本館4階屋上駐車場 | 523台 |
| | 駐車場No.7 | 屋外家電館駐車場 | 170台 |
| | 合計 | | 2, 361台 |
| (変更後) | 駐車場No.1 | 屋外本館前 | 673台 |
| | 駐車場No.2 | 屋外本館西 | 139台 |
| | 駐車場No.3 | 屋外本館裏 | 140台 |
| | 駐車場No.4 | 屋外本館東 | 146台 |
| | 駐車場No.5 | 本館3階屋内駐車場 | 476台 |
| | 駐車場No.6 | 本館4階屋上駐車場 | 247台 |
| | 駐車場No.7 | 屋外家電館駐車場 | 170台 |
| | 合計 | | 1, 991台 |
- 3 変更の年月日
令和4年(2022年)6月5日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部振興課
令和3年(2021年)10月29日から令和4年(2022年)3月1日まで

熊本県公告第755号

人吉市に事務所を置くひとよし土地改良区理事長高野和夫から令和3年(2021年)9月14日付けで申請のあった定款の変更については、令和3年(2021年)10月19日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和3年(2021年)10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第756号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和3年(2021年)10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
精密平面研削盤一式3組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年(2021年)9月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
八代工業機材株式会社
八代市麦島西町3-1
- 5 落札金額
35,574,000円(うち消費税及び地方消費税の額3,234,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和3年(2021年)8月10日

熊本県公告第757号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和3年(2021年)10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
メカニカルシャーリング7組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年(2021年)9月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
関東物産株式会社熊本営業所
菊池郡菊陽町光の森6-20-1
- 5 落札金額
75,460,000円(うち消費税及び地方消費税の額6,860,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和3年(2021年)8月10日

熊本県公告第758号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和3年(2021年)10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- 2 コンピューター計測制御型万能材料試験機一式6組
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年(2021年)9月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社鈴屋商会熊本
熊本市北区清水新地六丁目4-1-1
- 5 落札金額
109,956,000円(うち消費税及び地方消費税の額9,996,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和3年(2021年)8月10日